

令和6年度 第2回
市川市国民健康保険運営協議会会議録

令和7年2月3日(月)
午後1時30分～午後2時40分
第1庁舎5階 研修室

出席委員(五十音順)

青木薫子委員	石崎ひでゆき委員	岡本宜幸委員	加藤圭一委員	木川稔委員
栗林隆委員	佐々木森雄委員	高橋佳子委員	忠岡信彦委員	戸田悦子委員
廣田徳子委員	松丸陽輔委員	山本哲朗委員	吉田英介委員	

以上14名

○事務局

本日の会議をはじめさせていただきます。はじめに、4点報告がございます。

1点目、会議資料の一部修正がございますので、差し替えをお願いします。

2点目、本日の会議は、半数以上の委員の出席がありますので、会議は成立します。

3点目、本協議会は「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」により原則公開とされています。

本日は非公開とする議題がないことから全て公開となります。

4点目、本日の会議の傍聴者はありません。

続いて、次第2「諮問」に移ります。

○横山部長

市川市国民健康保険協議会会長栗林隆様、「市川市国民健康保険税条例の一部改正について」市川市国民健康保険税条例の一部改正に関し、国民健康保険運営協議会の意見を伺いたく、市川市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき諮問します。

○事務局

それではこれより、議事の進行を栗林会長にお願いしたいと思います。

○栗林会長

それでは議題1「課税限度額の引き上げについて」、事務局より説明をお願いします。

○矢部課長

国民健康保険課長の矢部と申します。

それでは議題1「課税限度額の引き上げについて」ご説明をさせていただきます。

資料1ページをご覧ください。

本日の諮問事項は、「地方税法施行令の一部を改正する政令の公布」に伴い、令和7年度からの課税限度額が医療分で1万円、後期高齢者支援金分で2万円引き上げられることから、本市も同様の条例改正を行うことについて、ご意見を伺うものです。

はじめに、課税限度額の考え方ですが、保険税の負担は負担能力に応じた公平なものである必要がありますが、納めた保険税の多寡に関わらず同じ内容の保険給付を受けることから、無制限に負担するとなると納付意欲に与える影響が大きいため、保険税の負担に一定の限度額が設けられているものです。

限度額引き上げの目的ですが、高所得者に応分の負担を求めることで、負担感が重いと言われる中間所得層の負担上昇をできる限り抑制することを目的としています。

2ページをご覧ください。

課税限度額の状況ですが、医療分を1万円、支援分を2万円引き上げた場合、課税限度額の合計は109万円となります。

課税限度額に達する所得額ですが、3人世帯の場合、医療分では約850万円、支援分では約1,270万円となります。

医療分・支援分・介護分、それぞれに税率や限度額が異なることから、限度額に達する所得額も異なっています。

3ページをご覧ください。

課税限度額の引き上げによる影響ですが、令和6年度の課税状況を用いた試算では、限度額に達する世帯はそれぞれ減少する一方、調定額は医療分・支援分、合わせて約2,600万円の増となる見込みです。

近隣市の状況ですが、千葉市をはじめとする近隣5市も、令和7年4月1日から課税限度額を政令で定める上限額とする予定となっています。

4 ページをご覧ください。

課税限度額の推移です。国は、課税限度額超過世帯割合が1.5%に近づくよう、毎年見直しを行っており、ここ数年は毎年2万円から3万円の引き上げが行われています。説明は以上となります。

○栗林会長

事務局の説明が終わりました。ご意見等のある方は挙手をお願いします。

○吉田委員

外国人の方が国民健康保険に加入して、高額療養費制度を利用する問題がありますが、外国人が高額療養費制度を利用することについては、公平性の観点から考えると公平ではないと思うのですが、いかがでしょうか。また、外国人の方が日本に3ヶ月以上滞在すると国民健康保険に加入する必要があると思いますが、外国人の保険料の収納状況についてどのような状況でしょうか。

○事務局

現在の法律では3ヶ月以上の滞在許可が下りている方については、外国人であっても国民健康保険に加入していただく必要があります。保険税を払っていただけない方に対しては、差押などの行政処分を行い、市として加入者の負担の公平性の確保に最大限努めている状況です。

外国人の受け入れについては、法律の範囲ですので、市としては市長会を通じて国民健康保険制度の様々な制度改正・財政支援を国に要望していますが、現状では法律改正の予定はありません。

市として出来ることとしては、しっかりと保険税を納付していただくことと考えています。

○吉田委員

市川市の保険税の納付状況はどのような状況ですか。

○事務局

昨年度は現年課税分の収納率は92%となっています。

また、滞納分については、約25%、4分の1を回収しています。滞納額が大きくなると不公平感が増してしまいますので、市としては、ここ数年、特に徴収に力を入れて取り組んでいるところです。

○松丸委員

4ページの資料の中で段階的に1.5%に近づけるよう記載がありますが、現状はどの程度なのか、今後毎年上がっていくのか。

○事務局

令和6年度の状況は、医療分が2.08%、後期高齢者支援金分が1.19%、介護分が2.68%となっています。

○松丸委員

現状はわかりました。今後はどのような傾向が予想されるのでしょうか。

○事務局

あくまで見通しですが、国の政策により、今後、所得の向上が見込まれています。

市川市は、非常に高い住民税に支えられており、今後もその傾向は変わらないと思います。

この1.5%につきましては、あくまで国が試算しているものですが、現状、市川市の国保も、概ね国の目指すパーセンテージになっていますので、今後、課税限度額の引き上げがあった場合でも、市川市の国保の加入者の所得も伸びて、この範囲に収まってくるのではないかというふうに考えています。

○石崎委員

今回、課税限度額を政令で定める上限額とするということですが、上限額にしていない自治体があるに存在するのか教えてください。やはり、これは毎年のように上がっているの、お金を稼いでる人は払えというのはわかるんですけども、そういう中で、各自治体の動きというのはどうなのか教えてください。

○事務局

千葉県内では、成田市や佐倉市など9市町が政令で定める課税限度額にしておらず、1年遅らせて課税限度額に合わせています。

市川市も令和2年度までは、1年遅らせて政令で定める課税限度額に合わせていました。

○石崎委員

今は常に上限に合わせるということですね。市川市は財源がいいわけですから、1年遅らせるという考えもできるわけですね。市川市はなぜ1年遅らせていたのを上限に合わせるようになったのか、どうしてそのような方向転換をしたのか、その経緯を教えてください。

○事務局

市川市は、国民健康保険の赤字が非常に多いことから、常に課税限度額に合わせることとなったものです。

○石崎委員

佐倉市や成田市より市川市の方が赤字の率が高いということですのでよろしいですか。大体わかりました。ありがとうございました。

○栗林会長

それでは、本件については諮問事項ですので、委員の皆様にお諮りしたいと思います。

今回、課税限度額について、基礎賦課額分を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等賦課額分を24万円から26万円に改めることについて、賛成ということでご異議ございませんか。

○委員一同

異議なし。

○栗林会長

ご異議なしと認めます。なお、答申書の作成については、会長一任とさせていただきます。それでは議題2「被保険者証の廃止について」事務局より説明をお願いします。

○矢部課長

議題2「被保険者証の廃止について」ご説明いたします。

資料5ページをご覧ください。

令和6年12月2日に紙の被保険者証が廃止され、マイナ保険証を基本とする仕組みに切り替わったことに伴う本市の対応状況についてご報告します。

初めに、紙の被保険者証の有効期限ですが、令和6年12月1日までに交付した被保険者証の有効期限は令和7年7月31日としており、同日まで使用できるものとしています。

なお、これまで保険税の滞納額が一定の基準を超える方には、有効期間が短い短期被保険者証を交付していましたが、令和6年度はこれらの方に対しても、有効期限が令和7年7月31日までの通常の被保険者証を交付しています。

次に、資格確認書ですが、令和6年12月2日以降、新たに国民健康保険に加入された方で、マイナ保険証を所有されていない方には、資格確認書を交付しています。

なお、紙の被保険者証の有効期限が切れる前の令和7年7月にはマイナ保険証所有者には「資格情報通知書」を、非所有者には「資格確認書」を一斉送付する予定としています。

6ページをご覧ください。

高齢者や障害者、施設入所者等の要配慮者への対応ですが、マイナ保険証所有者には原則、資格確認書は交付されませんが、マイナ保険証での受診が困難な方には、申請により資格確認書を交付しています。なお、これらの方に対しては、以降、資格確認書を市から自動交付することとしています。

次に、マイナ保険証利用登録の解除ですが、国の通知に基づき、窓口または郵送で解除申請を受け付けており、申請された方には「資格確認書」を交付しています。

次に、特別療養費の支給ですが、これまで保険税を長期間高額滞納している方には、法律の規定に基づき、被保険者証に代えて窓口負担が一旦10割となる資格証明書を交付していました。

被保険者証廃止後も、法律の規定に基づき、窓口負担が一旦10割となる資格情報通知書や資格確認書を交付することとしています。

なお、市川市では、資格証明書（特別療養費）の対象世帯であっても、18歳以下の被保険者については、窓口負担が2割または3割となる通常の被保険者証、資格確認書を交付しています。

7ページをご覧ください。

こちらは、国が示している資格確認書交付対象者の判定フローとなります。

資格確認書が市からプッシュ式で交付される方、申請が必要な方、交付されない方がご確認いただけるようになっています。説明は以上です。

○栗林会長

特にご意見がないようであれば、議題3「令和7年度市川市国民健康保険特別会計予算（案）について」事務局より説明をお願いします。

○矢部課長

議題3「令和7年度市川市国民健康保険特別会計予算案について」ご説明いたします。

資料8ページをご覧ください。

今回初めてご就任いただいた委員がおりますので、予算案説明の前に、簡単に国民健康保険の経理とお金の流れ、仕組みについてご説明します。

はじめに国民健康保険の経理ですが、国民健康保険は法律の規定により一般会計とは区別され、特別会計として経理されています。

一般会計は、すべての市民を対象に市民税や固定資産税などの市税収入をもとに、障害者や子育て世帯、低所得世帯の支援や小中学校の運営などの行政サービスを行っています。

一方、国民健康保険特別会計は、国民健康保険加入者を対象に、保険税収入をもとに医療費や出産費、葬祭費の給付や特定健康診査の実施など、加入者へのサービスを行っています。

一般会計からは、毎年、国民健康保険に係る事務費や職員の人件費、低所得者に対して軽減した保険税の補填など、法律により繰り入れることが定められている法定繰入金のほか、国民健康保険の赤字補填や国民健康保険財政調整基金への積立金など、繰入が法律で定められていない法定外繰入金を特別会計に支出して国民健康保険を支えています。

本市の国民健康保険は、保険税収入の不足から赤字が発生しており、これを補填するため毎年多額の法定外繰入金を投入しています。

国民健康保険は医療保険制度であり、加入者が支払う保険税と法律で定める繰入金で運営することが原則であることから、国や県からは、早期に法定外繰入金を解消することが求められています。

9ページをご覧ください。

次に、お金の流れ、仕組みですが、国民健康保険は、平成29年度までは市町村単位で運営されていましたが、平成30年度に都道府県が国民健康保険の財政運営の主体となる制度改革が行われ、こ

れ以降、お金の流れ、仕組みが大きく変わりました。

- ① 市町村は、被保険者から保険税の納付を受け、
- ② 国民健康保険事業費納付金を県に支払うこととなりました。
- ③ 被保険者が医療機関を受診した場合
- ④ 被保険者の窓口負担分を除く医療費を市町村が医療機関に支払い
- ⑤ 市町村が支払った医療費は、県から交付されることとなりました。

この改革は、被保険者が少ない規模の小さな市町村の国民健康保険の財政運営を安定させ、国民皆保険の最後の砦となる国民健康保険を持続可能な制度とすることを目的としたものです。

左下の書き出しポイントをご覧ください。

1 目、市町村は保険税や国、県からの補助金などを財源として、県に納付金を支払います。

なお、県は、県全体の国民健康保険被保険者の医療費などを見込んだうえで、国からの補助金や県の持ち出し分などを除いた費用を県内の市町村全体で賄えるよう、市町村の被保険者数や所得状況に基づき、各市町村の納付金額を決定しています。

2 目、財源が不足する場合には、法定外繰入金や基金繰入金など、市町村の持ち出しで赤字を補填しなければなりません。

3 目、県は納付金に必要な保険税率である標準保険税率を毎年市町村に示しています。全体の傾向として、赤字補填をする体力のない財政力の弱い市町村の保険税率は、県の示す標準保険税率に近い水準にあり、赤字補填ができる財政力のある都市部の市町村の保険税率は、標準保険税率より低い水準にあります。

10 ページをご覧ください。予算案について、ご説明いたします。

令和7年度の被保険者数の見込みですが、社会保険の適用拡大や高齢者の就業率向上、団塊世代の後期高齢者医療への移行などにより、ここ数年は大幅に減少が生じており、令和6年度中には8万人を割り込む見込みとなっています。

11 ページをご覧ください。

歳出予算の特徴ですが、被保険者数の減に伴い、保険給付費、国民健康保険事業費納付金ともに減となっています。

なお、保険給付費は被保険者の高齢化や医療の高度化などにより1人当たりでは増加を、納付金は医療費の増加や少子高齢化の進展などにより、前年度と同額を見込んでいます。

12 ページをご覧ください。

歳入予算の特徴ですが、こちらも歳出予算同様、被保険者数の減に伴い、保険税が減となっています。また、歳出の保険給付費の減に伴い、その財源である国県支出金も減となっております。

赤字補填分①と基金繰入金②を足した実質赤字額は、令和6年度から減少したものの、いまだ毎年20億円を超える赤字が発生している状況となっています。

13 ページをご覧ください。

国民健康保険財政調整基金の推移ですが、基金は本来、過年度の余剰金を積み立て、財源が不足する年度に取り崩すことで年度間の財政調整機能を果たすことを目的に設置されるものですが、本市では、近年、法定外繰入金で一時的に基金を積み立て、翌年度に取り崩すことで、翌年度の赤字繰入額、見かけ上の赤字額を抑制する運用を行っていることから、基金繰入金を実質赤字額として取り扱い、削減解消すべき対象としています。

基金は事実上枯渇しており、本市の国民健康保険財政は余裕のない状況となっています。

14 ページをご覧ください。

国民健康保険事業費納付金の財源構成と赤字の内訳ですが、本市の国民健康保険の赤字の最大の原因は、国民健康保険事業費納付金の財源不足です。

納付金に必要な標準保険税率と本市税率に大きな乖離があるため、保険税が不足しており、毎年多額の法定外繰入金や基金繰入金で穴埋めしています。

また本来、保険税で賄うべき保険事業費や葬祭費などの任意給付も法定外繰入金などで対応せざるをえない状況となっています。

15ページをご覧ください。

令和7年度の保険税率と標準保険税率との乖離状況ですが、本市では、令和6年度に保険税率の見直しを行いました。いまだ標準保険税率と大きく乖離しており、毎年20億円を超える赤字が発生しています。

今後、保険税水準の統一や完全統一が予定されており、被保険者が急激な負担増に晒されないよう、段階的に保険税率を引き上げなければならない状況となっています。説明は以上です。

○栗林会長

ご意見等のある方は挙手をお願いします。

○廣田委員

社会保険の適用が段階的に拡大され、昨年の10月からは従業員数が51人以上の企業では正社員だけではなく、一定の要件を満たすパートやアルバイトなどの短時間労働者についても、社会保険の加入が義務ということになり、国保から社会保険の方に移動する人が多くなって被保険者が大幅に減る一方、個人事業主の扱いの宅配業者の下請けなどは、国保加入の対象になります。

その点では増えていくと思いますが、低所得者が非常に多いことから保険税の歳入としては減っていくことが懸念されます。

今後、子ども子育て支援金が各医療保険者からの納付金として徴収をされることになると、保険税に上乗せして納付することとなりますが、国保財政が決して潤うわけではありません。

この子ども子育て支援金として上乗せした部分は、子育て支援に回されるわけですから、今後、保険税のあり方をしっかりと注視していきたいというふうに考えています。

○栗林会長

貴重なご意見ありがとうございます。他の委員の方いかがでしょう。

○戸田委員

赤字の原因の1つとして、滞納者の存在があると思いますが、現在、市川市では、滞納者・滞納世帯はどのくらいいるのでしょうか。また、滞納金額の総額も教えていただきたいです。

また、平成27年度に60億円あった未収金が特別徴収チームを編成した結果、現在31億円まで減らしたということで、これを継続すれば未収金の問題が緩和されるのではないかと思います。

それから、データヘルス計画にどうして滞納者に対する対策が含まれていないのか伺いたいです。

○事務局

令和5年度決算の数値となりますが、滞納者数は18,438人となっています。なお、この滞納者数には、既に国民健康保険から社会保険に移った方なども含んでいます。

滞納額は、およそ25億円となっています。

赤字につきましては、毎年20億円発生していますので、滞納額を100%回収できれば単年分の赤字は賄えますが、市川市は保険税自体が近隣と比べて低い水準となっていることから、赤字が出てしまう状況となっています。

データヘルス計画については、被保険者の健康増進がテーマになっており、国から記載事項等が決められていることから、保険税の滞納整理等については触れられないという状況になっています。

○松丸委員

被保険者数の減少幅が大きいですが、今後さらに被保険者数が減少した場合に大丈夫なのか。市の中でどのような見通しを立てているのか聞かせていただきたい。

○事務局

ここ数年は、団塊の世代が後期高齢医療保険に移ることや社会保険の適用拡大により被保険者数の減少幅が大きくなっていましたが、今後は被保険者数の減少幅はなだらかになると想定しています。

一方で、団塊の世代が全て75歳以上になることで、後期高齢者支援金や介護納付金が増額になるのではないかと、令和8年度から子ども子育て支援金も社会保険料として国民健康保険税と合わせて徴収されることから、財政的には非常に厳しくなると想定しています。

このことから、市長会を通じて国への財政支援を要望している状況です。

近々の課題は、県内保険税水準統一や完全統一に向けた対応です。現在、市川市の保険税は近隣市と比べてかなり低い水準にあり、県内でも下の水準にありますので、今後、保険税率を引き上げなければならないという状況となっています。

○松丸委員

保険税の引き上げは、皆さんに納得していただくしかないと思うのですが、市民にしっかり説明はしていただきたいと思います。

○栗林会長

他にご意見等ございますか。ご意見等がないようですので、議題3については以上とします。

これをもちまして「令和6年度 第2回 市川市国民健康保険運営協議会」を終了します。

令和 7 年 3 月 2 / 日

市川市国民健康保険運営協議会

会長

栗 林 隆